

(続紙 1)

京都大学	博士（法学）	氏名	張智程
論文題目	争議行為の目的制限法理の再考— 「権利紛争の解決を目的とする争議行為の正当性」の米日台比較を中心として		
(論文内容の要旨)			
本論文は、権利紛争をめぐる争議行為の正当性に関し、アメリカ法の検討から日本法及び台湾法に対する示唆を得ようとするものである。 第1章においては、問題の意義と検討の対象及び方法が明らかにされる。 ドイツ法においては、法治国家原則に基づき、司法的解決が可能である権利紛争をめぐる争議行為の正当性は一般的に否定され、台湾においても、ドイツ法の強い影響の下、2011年の法改正により権利紛争に関する争議行為が禁止された。これに対し、憲法28条が争議権を保障する日本においては、団体交渉により解決可能な事項か否かにより争議行為の目的の正当性が評価されており、たとえ権利紛争であっても、団体交渉事項である限り、争議行為の正当性は肯定される。このように正反対の結論がとられているが、どちらの国においても十分な根拠づけが行われているとはいえないため、本論文では、全国労使関係法（NLRA）と鉄道労使関係法（RLA）という2つの労使関係法が、それぞれ異なる法規制を定めるアメリカ法を検討することにより、日本及び台湾においてこの問題を検討する際の示唆を得ようとするものである。 第2章では、NLRAの制定過程及びそこでの判例法理の展開が明らかにされる。 NLRAは、大恐慌後の不況克服を目的として、従来、脆弱であった労働組合を強化することで、労働者の購買力の向上を図ったものである。具体的には、交渉代表制や不当労働行為制度が導入され、労使の団体交渉により労働条件が決定される枠組みが制度的に保障された。ここでは労働組合の強化が意図されたため、権利紛争をめぐる争議行為については何らの制限もおかれなかった。しかし、法制定後、労働組合の力が強くなり、争議行為が頻発するようになると、労使双方ともに紛争回避を目的に、仲裁付託条項やノー・ストライキ条項を労働協約に定めるようになった。こうした労使慣行を背景に、裁判所は、仲裁付託が可能である限り、権利紛争を目的とする争議行為の正当性を認めないという判例を構築した。もっとも、使用者による不当労働行為に対する争議行為に関しては、権利紛争であるにもかかわらず、その正当性を肯定する判例が確立された。 第3章においては、RLAの制定経過、及び同法における権利紛争をめぐる争議行為に関する規制が明らかにされる。 鉄道産業においては、早くから、その産業の特殊性故に労働組合が強大な力を持ち、争議行為も頻発したことから、労使双方が紛争の自主的解決制度を形成するに至っていた。RLAは、こうした状況を基礎に、紛争を、労働条件の交渉をめぐる中心的紛争と、労働協約の解釈・適用をめぐる周辺の紛争に区別し、後者に関しては常設の行政委員会により解決を図る制度を定めた。そして、裁判所は、この法的枠組みの下で、周辺の紛争に関しては行政委員会による解決が可能である以上、それをめぐる			

争議行為は許されないという「周辺の紛争の絶対的平和的解決」という判例を確立した。

第4章においては、NLRAとRLAの比較検討から、日本法及び台湾法への示唆が導かれる。

第一に、NLRAとRLAとでは規制内容が異なっているが、これは、法制定時における労使関係の相違を反映している。すなわち、アメリカにおいては、対等な集団的労使関係が存在して初めて権利紛争の実効的な自主的解決が可能になるという認識があり、その結果、法制定時に対等な労使関係が未成熟であったNLRAにおいては、権利紛争をめぐる争議行為に対して寛容な態度がとられた。この点を考慮すると、日本や台湾では企業別労働組合が中心で、必ずしも対等な労使関係が形成されているとはいえず、労使が権利紛争の自主的解決制度を設けることは難しい。にもかかわらず、台湾法がドイツ法にならって権利紛争を目的とする争議行為を禁止したことには大きな問題がある。

第二に、NLRAについても、又、RLAについても、第三者による紛争処理制度が存在する場合に、争議行為が制限されている。ここからは、争議行為に代替可能な仲裁制度が存在する場合には、争議行為は正当性を有しない、という基本的な考え方が見て取れる。この点を考慮すると、争議権が憲法で保障されているとしても、争議行為の正当性を、対象事項が団体交渉の対象となりうるか否かだけで判断することは、産業平和や利益調整の観点から適切とは言えない。

また、アメリカにおける不当労働行為に対する争議行為をめぐる議論からは、第三者による紛争処理が実効性を有する場合にはじめて争議行為が制限されうることがわかる。台湾では、裁判所による解決が存在することだけを根拠に争議行為が制限されたが、裁判所による紛争解決の実効性が十分に検討されていない点に問題がある。他方、日本では、個別労働紛争に関する紛争解決制度の整備が進んでおり、権利紛争をめぐる争議行為を制限する可能性が存在すると言える。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、司法判断による解決が可能な権利紛争を対象とした争議行為の正当性について、アメリカ法を素材として比較法研究を行うものである。

争議行為の正当性をどのような範囲で認めるかは、労使の力関係に重大な影響を与える問題であり、又、産業平和という観点で社会全体にとっても重要な問題である。本論文の検討対象は、争議行為の正当性全般に及ぶものではなく、権利紛争を対象とした争議行為の正当性という限定された問題を扱うものではあるが、比較法的に見ると、たとえばドイツ法やその影響を受けた台湾法がこれを否定するのに対し、日本法はこれを肯定するなど、各国で考え方に顕著な違いが見られる問題であり、争議行為の法的位置づけを検討するには格好の素材である。にもかかわらず、従来、この問題に関する検討はほとんどなされておらず、本論文はこの問題に関する最初の本格的な研究であり、その先進性は高く評価できる。

本論文は、アメリカにおいて、全国労使関係法と鉄道労使関係法という2つの労使関係法が、権利紛争に対して異なる対応を見せているにもかかわらず、結局は、原則として権利紛争を対象とする争議行為の正当性を否定するという同様の結論に至る過程を、当時の労使関係の状況と関連づけて明らかにしている。アメリカの労使関係法に関してはすでに多くの先行研究がその内容を明らかにしているが、本論文は、こうした先行研究の蓄積に依拠しつつも、権利紛争というテーマに関連づけて、労使関係法の形成と労使関係の状況との関連を解き明かしている点で、新たな知見を提供したものと評価できる。

もっとも、本論文は、労働協約の解釈・適用をめぐる紛争と、それ以外の権利紛争を区別しておらず、前者の紛争に関しては蒸し返しの禁止（平和義務）という労働協約法独自の考え方が影響しないのか、という点について十分な配慮をしていない。また、本論文は、台湾法及び日本法に対し、アメリカ法の分析から示唆を得ようとするが、台湾法及び日本法に関する検討が十分でないために、その指摘は限定的なものに留まっており、両国、とりわけ日本について、権利紛争を対象とする争議行為の正当性に関する明確な提言を行うには至っていない。これらの問題点はあるものの、前述のとおり本論文はその先進性や新たな知見の発見という点で高く評価できるものである。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成28年2月2日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。